

牛肉の産地表示について

分 類	産 地 表 示
生鮮食品	<p>平成12年7月より義務化 【根拠】 生鮮食品品質表示基準</p> <p>平成16年12月 個体識別番号の表示 【根拠】 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（通称「牛トレーサビリティ法」）</p>
生鮮に近い加工食品	<p>平成18年10月より義務化 ※主な原材料（重量割合が50%以上のもの）の産地表示 ○調味した食肉 ○ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵 ○表面をあぶった食肉 ○フライ種として衣をつけて食肉 ○合挽肉その他異種混合した食肉 【根拠】 加工食品品質表示基準</p>
加工食品	<p>産地表示義務なし。</p> <p>-----</p> <p><input type="checkbox"/>平成18年7月 農水省通知 「牛肉を原材料とする加工食品等に係る原料原産地情報の積極的な情報提供について」（宛先 流通小売関係団体、食品製造業関係団体及び中食産業関係団体）により原料の原産地について商品、ポップ等へ表示、ホームページ、お客様相談窓口の対応等により積極的な情報提供の取組を促進するように依頼。</p>
外 食	<p>産地表示義務なし。</p> <p>-----</p> <p><input type="checkbox"/>平成17年7月28日 「外食における原産地表示に関するガイドライン」 策定 <input type="checkbox"/>平成18年7月 農水省通知 「牛肉を原材料とする加工食品等に係る原料原産地情報の積極的な情報提供について」（宛先 外食産業関係団体）により「外食における原産地表示に関するガイドライン」に基づく原産地表示のより一層の取組を促進するよう依頼</p>

■監視・指導の強化

牛肉及び牛肉加工食品等の原産地等の表示に関する緊急特別調査

調査主体 : 農林水産省

調査開始時期 : 平成18年8月1日～

調査品目 : 牛肉及び牛肉を原材料とする加工品

調査内容 : ①牛肉の原産地表示の真正性の確認等
②牛肉加工食品における原料原産地表示の啓発
③DNA分析による和牛判別
④牛肉加工品の買い上げ調査